

民間保養施設をご利用ください

区地域振興課庶務係 ☎5722-9873、☎5721-7807

区民や区内在勤者を対象に、割安な料金で利用できる民間保養施設があります。料金は利用日などで異なるため、各施設にお問い合わせください。申し込み方法など詳細は、パンフレット(総合庁舎本館1階地域振興課、地区サービス事務所、住区センター、老人いこいの家、図書館等で配布)、または区HP(コード①)をご覧ください。利用の際は、施設が行う感染防止対策にご協力ください。
※地域振興課では、申し込みの受け付けはできません



契約保養施設 (区内在住者が対象。同行者は別料金)	協定保養施設 (区内在住・在勤者と同行者が対象)		協定保養施設 (区内在住・在勤者と同行者が対象)
<p>☎2月1日から、5年度(4月1日～6年3月31日宿泊分まで)の予約を受け付け</p> <p>ホテル花月園 神奈川県足柄下郡箱根町仙石原1244-2 ☎0460-84-8621(9:30～20:00)</p> <p>自然に包まれたホテルです。芦ノ湖や富士山を見渡せる絶好の場所にあり、四季折々の風情を楽しめます。</p> 	<p>☎宿泊日の6カ月前から、予約を受け付け</p> <div style="display: flex;"> <div style="flex: 1;"> <p>ニューウェルシティ湯河原 静岡県熱海市泉107 ☎0465-63-3721(9:00～20:00)</p> <p>相模の海と山に囲まれた湯河原で、最大級の露天風呂があります。相模湾の魚を使った会席膳を提供します。</p>  </div> <div style="flex: 1;"> <p>ニュー八景園 静岡県伊豆の国市長岡211 ☎055-948-1500(9:00～20:00)</p> <p>富士山を一望する屋上露天風呂のほか、部屋や食事処からも富士山を望むことができます。</p>  </div> </div>		<p>四季倶楽部 ☎5695-2500 (月～金曜日の12:00～17:00。祝・休日を除く。4月からは月・水・金曜日のみ受け付け)</p>  <p>箱根、熱海、草津、京都、湯布院など、各地に施設があります。</p> <p>☎宿泊日の2カ月前の1日から、予約を受け付け(団体名とコードが必要)。詳細は申込先HP(コード②)をご覧ください 団体名【目黒区】 コード【356-600】</p>
<p>ホテル暖香園 静岡県伊東市竹の内1-3-6 ☎0557-37-0011(9:30～20:00)</p> <p>伊東の中心部にあり、伊豆巡りの拠点として便利です。温泉と海の幸を盛り込んだ料理を提供します。</p> 	<div style="display: flex;"> <div style="flex: 1;"> <p>ホテルサンミ倶楽部 静岡県熱海市和田浜南町5-8 ☎0557-81-8000(9:00～20:00)</p> <p>自家源泉の展望大浴場からは、太平洋と熱海の夜景が楽しめます。伊豆の海で取れた海鮮料理を提供します。</p>  </div> <div style="flex: 1;"> <p>ホテル京都エミナス 京都府京都市西京区大原野東境谷町2-4 ☎075-332-5800(9:00～20:00)</p> <p>洛西の豊かな自然に囲まれた、2つの源泉を持つ天然温泉です。京の旬を取りそろえた料理を提供します。</p>  </div> </div>		<p>日帰り施設 横浜みなとみらい万葉倶楽部 神奈川県横浜市中区新港2-7-1 ☎0570-07-4126(予約不要)</p>  <p>熱海・湯河原源泉の温泉を楽しめます。</p> <p>利用方法 当日、パンフレットに添付の利用券(区HP(コード③)から印刷可)を、フロントに持参</p>

目黒区勤労者サービスセンターは区内の中小企業や商店の福利厚生を応援します!



☎目黒区勤労者サービスセンター ☎3715-4135、☎3713-9901

目黒区勤労者サービスセンター会員になると、旅行の補助や各種給付金の支給、娯楽施設・ホテルなどの割引利用、プリペイドカード類のあっせんなど充実した福利厚生を低コストで利用できます。

単独で福利厚生制度を整備することが困難な場合や、人材の確保・定着、社員の活力向上に、ぜひご利用ください。詳細は同センターHP(コード④)をご覧ください。



④

福利厚生の充実は

人材の確保 社員の活力 企業の価値

に繋がります!

☎区内の中小企業・商店で働く事業主・従業員、
区外の中小企業・商店で働く区内在住者

¥1人当たり入会金200円、
会費月額400円

事業	内容
健康維持・増進	法定定期健康診断助成、人間ドック・日帰り温泉施設・都内公衆浴場共通入浴券の補助ほか
自己啓発・文化	学習講座の受講料・勤労者美術展補助ほか
余暇活動	クオカード・図書カードの割引販売、ゴルフ練習場・ボウリング場・遊園施設・船宿・バスツアー・指定宿泊施設の補助、コンサート・観劇・美術展チケットのあっせん・指定店割引ほか
給付金	金婚・銀婚祝い、二十歳祝い、結婚祝い、出産祝い、小・中学校入学祝い、入院見舞い、死亡弔慰ほか
生活安定・財産形成	中小企業退職金制度、ローンの紹介ほか
その他	レストラン食事券・産地直送品のあっせんほか



Q 飲み物やお菓子の缶にはアルミ缶とスチール缶のものがあるけど、分けて出さないとだめですか。



A アルミ缶とスチール缶は分けずに出していいよ。青い専用コンテナか中身の見える袋に入れて、資源の日に出してね。

回収した後に処理施設で磁力を利用してアルミとスチールに選別してリサイクルしているよ。アルミ缶は再びアルミ缶に、スチール缶は建物に使う鉄骨などに生まれ変わるんだ。
油や汚れの落ちない缶、飲料・食品用以外の缶やスプレー缶はリサイクルできないから燃やさないごみの日に出してね。



☎清掃リサイクル課計画普及係 ☎5722-9883、☎5722-9573

ごみに関するちょっとした疑問や質問をお寄せください

ハガキ・Eメールに、聞きたいこと、氏名(ニックネーム可)、年代を書いて、広報課区報係(〒153-8573目黒区役所〈住所不要〉、☎kohobosyu@city.meguro.tokyo.jp)へ。頂いた質問などから、ゴミラスが選んで回答します。

